

2015年6月11日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

子会社に対する訴訟の判決に対する控訴のお知らせ

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の米国子会社らは、2015年5月16日付「子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせした訴訟の判決について、当該判決を不服として控訴しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 控訴を提起した裁判所および年月日

米国連邦第2巡回区控訴裁判所、2015年6月10日(米国時間)

2. 控訴に至った経緯

2015年5月16日付「子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」のとおり、2015年5月15日にニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)がノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.ならびに引受人であるRBSセキュリティーズInc.に対して提起した訴訟の判決が言い渡されました。

判決の内容を検討した結果、当社米国子会社らは当該判決を不服として控訴しました。

3. 今後の見通し

当社子会社らの主張が認められなかったことは誠に遺憾であるため、引き続き控訴審において当社米国子会社らの正当性を主張していきます。

以上